

アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱

	平成 25 年 3 月 29 日	24 知特推第 155 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	26 知特推第 8 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	27 政調渉第 11 号
改正	平成 28 年 3 月 29 日	27 政調渉第 650 号
改正	平成 29 年 3 月 21 日	28 政調渉第 766 号
改正	平成 30 年 3 月 28 日	29 政調渉第 1398 号
改正	平成 31 年 3 月 27 日	30 政調渉第 1197 号
改正	令和 2 年 3 月 31 日	31 戰戦特第 1189 号
改正	令和 3 年 3 月 29 日	2 戰戦特第 1057 号
改正	令和 4 年 3 月 17 日	3 政戦戦第 1139 号
改正	令和 6 年 3 月 27 日	5 ス戦事第 1300 号

(目的)

第 1 この要綱は、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「特区法」という。）に基づき内閣総理大臣より指定されたアジアヘッドクォーター特区（以下「特区」という。）内において、新たに研究開発事業を行おうとする多国籍企業の認定等に関する事項を定めることにより、当該多国籍企業及び国内外の企業による新たな事業の創出や就業の機会を増大させ、産業の国際競争力の強化を達成することで、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要綱において、「多国籍企業」とは、次の各号に掲げる法人のうち、法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下「国等」という。）以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）が次項に定める子法人等を設立している法人をいう。

一 外国法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 4 号に規定する法人をいう。）

二 内国法人（法人税法第 2 条第 3 号に規定する法人をいう。以下同じ。）であって、外国資本（外国法令に基づいて設立された法人又は外国に本社を有する法人の資本をいう。）が当該内国法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）のうち 3 分の 1 を越える割合を保有している法人

2 この要綱において、「子法人等」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

一 特定法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

- 二 特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、前号に掲げる法人を除く。）
- 三 特定法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人及び特定法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第1号に掲げる法人を除く。）
- 四 特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第1号に掲げる法人を除く。）
- 3 この要綱において、「研究開発事業」とは、特区法施行規則第1条第1項から第3項までにおいて研究開発に関する事業として規定された事業のうち、特区法第12条第1項の規定により都が作成し、同条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定特区計画」という。）に定められた事業をいう。

（特区法に基づく法人指定の要件等）

- 第3 特区法第26条第1項に規定する指定法人（以下「特区法指定法人」という。）の要件は、特区法施行規則第15条第1項各号に掲げる要件に該当する研究開発事業を実施する法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 多国籍企業により我が国に新たに設立される法人であって、当該多国籍企業がその総株主等の議決権の3分の1を超える割合を保有している法人（国内企業の買収等によって設立された法人を除く。）
- 二 外国法人（(1)及び(4)において「当該法人」という。）により我が国に新たに設立される法人であって、次のアからエまでのいずれかに該当する法人（国内企業の買収等によって設立された法人を除く。）
- (1) 当該法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(2)において「子法人」という。）
- (2) 子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(3)において、「孫法人」という。）
- (3) 孫法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人
- (4) 当該法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人、当該法人及び(1)から(3)までに掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(1)から(3)に掲げるものを除き、当該法人がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限る。）
- 2 特区法指定法人の申請及び指定に関する処分の手続等については、特区法及び特区法施行規則の定めるところによる。

(法人認定の要件)

第4 法人認定の要件は、下記に該当するものとする。

特区法指定法人（令和8年3月31日までに特区法施行規則第17条第2項の規定による知事の指定を受けた法人に限る。）

(認定申請の手続)

第5 第4の規定による認定を受けようとする法人は、第1号様式による認定申請書に、下記に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 特区法指定法人

- (1) 当該法人を設立した法人が、第2第1項第1号又は第2号であることを証する書類
- (2) 研究開発事業を実施する場合は、第3第1項に掲げる要件のいずれかを満たすことを証する書類
- (3) 特区法施行規則第17条第1項各号に掲げる書類。ただし、当該申請を行う日において、当該規則に基づく申請がなされている場合は、これを要しない。
- (4) 特区法施行規則第15条第1項第2号に規定する指定法人事業実施計画（以下「指定法人事業計画」という。）に基づき、特区内において、研究開発事業の用に供するために、取得し、又は製作し、若しくは建設しようとする機械及び装置並びに器具及び備品並びに建物及びその附属設備並びに構築物（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の11第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）をいう。）に関する仕様書、見積書、図面等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(認定の決定等)

第6 知事は、第5の規定による申請の内容が第4に掲げる要件に適合していると認める場合には、当該申請書の提出を受けた日から原則として一月以内に認定するものとし、第5の法人に対して、第2号様式による認定書を交付するものとする。

2 知事は、前項の認定をしないときは、第5の法人に対して、理由を付して、第3号様式による通知書を交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定書の交付に際し、特区法指定法人について、下記に定める認定の有効期間を付するものとする。

当該法人に係る特区法施行規則第17条第5項に規定する指定の有効期間（同条第6項に該当する場合は同項に規定する有効期間とする。）

(実績報告等)

第7 第6第1項の規定による認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）は、各事業

年度終了後 1 月以内に、その事業の実施に係る状況を、第 4 号様式による事業実施状況報告書に、下記に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

特区法指定法人においては、特区法施行規則第 16 条第 1 項に規定する報告書。ただし、当該報告を行う日において、当該規則に基づく報告がなされている場合は、これを要しない。

2 特区法指定法人が、指定法人事業計画に基づき取得した家屋（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）で、第 5 項第 1 号から第 4 号までの各号のいずれにも該当するものがあるときは、研究開発事業の用に供した日以後速やかに、第 5 号様式による資産取得等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 家屋の所在、所有状況、取得年月日及び延床面積がわかる書類
- 二 研究開発事業の用に供する部分を明確に示す平面図及び当該部分の床面積がわかる書類
- 三 売買によって取得した場合は、売買に係る契約書の写し
- 四 新築した場合は、新築工事に係る契約書、建築確認済証及び検査済証の写し

3 特区法指定法人が、指定法人事業計画に基づき取得した償却資産（地方税法第 341 条第 4 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は家屋で、第 5 項第 1 号から第 4 号までの各号のいずれにも該当するものがあるときは、毎年 1 月 1 日における状況について、毎年 4 月 30 日までに第 5 号様式による資産取得等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 償却資産

資産の名称及び種類、取得年月日、取得の価額、耐用年数及び設置場所を記載した書類

二 家屋

- (1) 家屋の所在、所有状況、取得年月日及び延床面積がわかる書類
- (2) 統括事業又は研究開発事業の用に供する部分を明確に示す平面図及び当該部分の床面積がわかる書類

4 知事は、第 1 項の事業実施状況報告書の提出を受けた場合において、認定法人がその事業を適切に実施していると認めるとときは、当該報告書の提出を受けた日から原則として 1 月以内にこれを認定するものとし、当該法人に対して、第 6 号様式による事業実施認定書を交付する。また、認定をしないときは、当該法人に対して、理由を付して、第 7 号様式による通知書を交付するものとする。

5 知事は、第 2 項又は第 3 項の資産取得等実績報告書の提出を受けた場合において、当該償却資産又は家屋が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合には、当該報告書の提出のあった日から 1 月以内にこれを認定するものとし、当該法人に対して、第 8 号様式による資産取得等実績認定書を交付するものとする。この場合にお

いて、家屋については、研究開発事業の用に供する部分の床面積をあわせて認定するものとする。

- 一 第6第1項の規定による認定を受けた日から令和8年3月31日までの期間内に取得したものであること
 - 二 特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設したものであること
 - 三 貸付の用に供されるものではないこと
 - 四 特区内において研究開発事業の用に供されているものであること
- 6 知事は、前項により認定した償却資産又は家屋が、前項各号に掲げる要件に該当しないことが明らかになった場合には、その認定を取り消すものとする。

(報告の徴収)

第8 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定法人に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第9 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、認定法人の事業所その他の場所に立ち入り、その設備及び運営について、関係人に対して必要な調査又は質問を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(事業計画の変更)

第10 認定法人は、その事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ申請し、知事の認定を受けなければならない。ただし、事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと知事が認める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項の認定の申請は、第9号様式による事業内容変更申請書に、当該変更の内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の変更の認定をしたときは、当該法人に対して、第10号様式による事業内容変更認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、理由を付して、第11号様式による通知書を交付するものとする。

(認定の有効期間の変更)

第11 知事は、第6第1項の規定による認定書の交付をした後であっても、特区法施行規則第17条第8項の規定により指定の有効期間を変更した場合には、第6第3項によって付した認定の有効期間を変更するものとする。

(指定の取消)

第 12 知事は、特区法指定法人が、第 3 に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、特区法 26 条第 3 項の規定により、当該法人に対して、第 12 号様式による指定・認定取消通知書によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(認定の取消)

第 13 知事は、認定法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、認定を取り消すことができる。

- 一 第 4 の認定の日から 3 月以内に事業を開始していないと認められるとき
 - 二 第 4 の法人認定の要件に適合しなくなったと認められるとき
 - 三 第 7 第 1 項から第 3 項まで又は第 8 の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 9 の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
 - 四 第 12 の規定による取消を行ったとき
 - 五 関係法令の違反その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき
 - 六 前各号に掲げるもののほか、認定を取消す必要があると知事が認める場合
- 2 知事は、前項の認定の取消しをしたときは、当該法人に対して、第 12 号様式による指定・認定取消通知書によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(認定等の公表)

第 14 知事は、第 6 第 1 項の規定による認定をしたとき、又は第 13 の規定による認定の取消をしたときは、その旨を公示し、当該公示の日付及び内容をインターネットその他の方法により公表するものとする。公示した事項につき変更があったときも、同様とする。

(その他必要な事項)

第 15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

認定申請書

年　月　日

東京都知事 殿

法人の所在地
法人の名称
代表者の氏名

印

アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第5第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請内容の適否の審査に当たって必要な書類審査、現地調査等に協力するとともに、同要綱第4に掲げる要件に該当することを申し立てます。

記

1 法人設立年月日	年　月　日	
2 主たる事務所の所在地及び事業の実施場所		
3 該当する法人の区分	特区法指定法人	<input type="checkbox"/>
4 実施する事業の内容	研究開発事業	<input type="checkbox"/>
5 事業の実施期間	年　月　日～年　月　日	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第2号様式

第 号
年 月 日

認定書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった内容について、アジアヘッドクオーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱（以下「本要綱」という。）第6第1項の規定に基づき認定します。

1 認定する法人の区分	特区法指定法人	<input type="checkbox"/>
2 認定する事業の内容	研究開発事業	<input type="checkbox"/>
3 事業の実施場所		
4 事業の実施期間 (事業年度等の期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	

- (1) この認定書は、 年 月 日まで有効です。
- (2) この認定が行われたことについては、総合特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 総合特別区域法及び本要綱に掲げる要件に該当しなくなったとき並びに偽りその他不正の手段によりこの認定を受けたことが判明したときは、直ちにこの認定書を返納してください。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式

第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった内容について、下記の理由により認定をしないことを通知します。

記

認定をしない理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式

事業実施状況報告書

年　月　日

東京都知事 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第6第1項に規定する認定（ 年 月 日付け）を受けて実施した事業の状況について、同第7第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 該当する法人の区分

2. 事業の区分 研究開発事業

3. 事業の実施期間	年　月　日	～	年　月　日
(事業年度等の期間	年　月　日	～	年　月　日)
(認定の有効期間	年　月　日	～	年　月　日)

4. 事業の実施場所

5. 実施した事業の内容

6. 本事業年度に減免を受けた地方税の税目とその金額及び減免を受けようとする地方税の税目

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式

資産取得等実績報告書

年　月　日

東京都知事 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

アジアヘッドクオーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第7第2項又は第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、本報告の審査に当たって必要な書類審査、現地調査等に協力するとともに、同要綱第7第5項各号に掲げる要件に該当することを申し立てます。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(別紙)

特区法指定法人における償却資産又は家屋の取得等に関する実績

1 家屋の内訳

名称 (種類・構造)	所在・家屋番号 (供用開始年月日)	延床面積 (当該家屋のうち認定事業の 用に供する部分の床面積)	用途	事業内容	適合状況	認定事業 割合
()	(年 月 日)	(m ²)				/ (%)
()	(年 月 日)	(m ²)				/ (%)

2 償却資産の内訳

番 号	名称	種別	所在 (供用開始年月日)	用途	事業内容	適合状況	認定事業 割合
		<input type="checkbox"/> 機械及び装置 <input type="checkbox"/> 器具及び備品 <input type="checkbox"/> その他 ()	(年 月 日)				/ (%)
		<input type="checkbox"/> 機械及び装置 <input type="checkbox"/> 器具及び備品 <input type="checkbox"/> その他 ()	(年 月 日)				/ (%)
		<input type="checkbox"/> 機械及び装置 <input type="checkbox"/> 器具及び備品 <input type="checkbox"/> その他 ()	(年 月 日)				/ (%)

第6号様式

第 号
年 月 日

事業実施認定書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで報告のあった事業実施状況について、アジアヘッドクオーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第7第4項に規定するところより事業を適切に実施したものとして認定します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第7号様式

第 号
年 月 日

事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで報告のあった内容について、下記の理由により認定をしないことを通知します。

記

認定をしない理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8号様式

第 号
年 月 日

資産取得等実績認定書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで報告のあった資産取得等実績について、アジアヘッドクオーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業等の認定等に関する要綱第7第5項各号に掲げる要件に該当するものとして認定します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第9号様式

事業内容変更申請書

年　月　日

東京都知事 殿

法人の名称

代表者の氏名

印

アジアヘッドクオーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第10第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更年月日 年　月　日
(認定年月日 年　月　日付)

2 変更事項・内容・理由

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 10 号様式

第 号
年 月 日

事業内容変更認定書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった事業内容の変更について、下記のとおり認定します。

記

1 変更年月日 年 月 日
(認定年月日 年 月 日付)

2 変更事項・内容

変更事項	
変更内容	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 11 号様式

第 号
年 月 日

事業内容の変更を認定しない旨の通知書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった事業内容の変更について、下記の理由により認定をしないことを通知します。

記

認定をしない理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 12 号様式

第 号
年 月 日

指定・認定取消通知書

法人の名称及び代表者の氏名 殿

東京都知事 印

アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱第 12 及び第 13 の規定に基づき、下記の理由により、(法人指定・法人認定) を取消す旨を通知します。

記

指定・認定の取消をする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。